

事業系廃棄物の種類と具体例

		産業廃棄物の種類	内容
産業廃棄物	全ての業種にかかると産業廃棄物	1 燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等
		2 汚泥	製造業、排水処理等で生ずる全ての泥状のものであって有機性・無機性のものの全ての汚泥
		3 廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等全ての廃油
		4 廃酸	全ての酸性廃液
		5 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
		6 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類
		7 ゴムくず	天然ゴムのくず
		8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず
		9 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ、及び石膏ボードのくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く。）
		10 鉱さい	電気炉等の鉱さい、灰鑄物砂、高炉、平炉、転炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす
		11 がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片
		12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	業種限定のある廃棄物	13 紙くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業の紙くず
		14 木くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、木材、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業、貨物物流に使用したパレットの木くず
		15 繊維くず	建設業（工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る）、製糸、紡績、織物業等の天然繊維くず
		16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
		17 動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内臓等
		18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
		19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
		20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く）			
事業系一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物	事務所、商店、オフィス等から排出される紙くず、梱包に使った木くず、ダンボール、茶がら等の雑ごみ 飲食店、従業員食堂から排出される残飯、厨芥類 卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物	